環境大臣 原田 義昭

 以
 日
 ⑥

 以
 日

新たに追加する。

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これううに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

平成三十一年三月二十日

、平成三十一年三月二十日から適用する。九月環境庁告示第六十四号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)の一部を次のように改正し排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府今第三十五号)第二条の規定に基づき、昭和四十九年

環境省告示第四十七号

質の種類又は頃目ごとに次の各号に掲げるとおりとする。排水基準を定める省今第二条の環境大臣が定める方法は、有害物

- う。) 付表一に掲げる方法 九号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「告示」とい 十八・五に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十一・二及び三十八・三に定める方法、規格三十八・一・二及び三除く。以下同じ。) 及び三十八・二に定める方法、規格三十八・二・110元のる方法、規格三十八・二・110元のる方法、規格三十八・110元のの方法、規格三十八・110元のの方法、規格三十八・110元のの方法、規格三十八・110元のの方法、規格三十八・110元のの方法、対容によりの対象。
- る方法七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | | 一合清げ
- げる方法八 アルキル水銀化合物 告示付表三に掲げる方法及び付表三に掲
- は告示付表団に掲げる方法九 ポリ塩化ビフェニル 日本工業規格K○○九三に定める方法又
- リリットルとする。)る試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミニー チウラム 告示付表五に掲げる方法(ただし、前処理におけ
- し、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場工十一 シマジン 告示付表六の第一又は第二に掲げる方法(ただ

質の種類又は頃目ごとに次の各号に掲げるとおりとする。排水基準を定める省今第二条の環境大臣が定める方法は、有害物

ナ八・一・二及び三十八・五に定める<u>方法</u>法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法又は規格三二、シアン化合物 規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方

- 以下「告示」という。) 付表「に掲げる方法」「開境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 昭和四十六年十二
- げる方法人 アルキル水銀化合物 告示付表二に掲げる方法及び付表三に掲
- は告示付表三に掲げる方法九 ポリ塩化ビフェニル 日本工業規格K○○九三に定める方法又
- リリットルとする。)る試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても百ミニー チウラム 告示付表四に掲げる方法(ただし、前処理におけ
- し、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場二十一 シマジン 告示付表五の第一又は第二に掲げる方法(ただ

合についても百ミリリットルとする。)

れの場合についても百ミリリットルとする。)(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いず二十二 チオベンカルブ 告示付表六の第一又は第二に掲げる方法

○ (注○第三文及び規格三十四の備考 | を除く。) に定める方法液のラインを追加する。) に定める方法又は規格三十四・一・一川、日本工業規格×○一七○一六の六図二注記のアルミニウム溶団化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリンニ百五十ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び対を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百三割としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試質・一を除く。)、三十四・二若しくは三十四・四(妨害となる物工十四・一(規格三十四の備

留操作を行うときは、現格団十二の備考二及び備考三に規定する定める方法により測定する場合において、規格四十二・一のの意定める方法(ただし、四十二・二、四十二・六又は四十二・七日二・二、四十二・三、四十二・六又は四十二・七日化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二十七 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸

(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いず二十二 チオベンカルブ 告示付表五の第一又は第二に掲げる方法合についても百ミリリットルとする。)

れの場合についても百ミリリットルとする。)

を除く。) に定める方法及び告示付表六に掲げる方法くは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一〇 (注向第三文二十六、ふつ素及びその化合物、規格三十四・一、三十四・二若し

にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物より検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六二・二、四十二・三、四十二・五又は四十二・六に定める方法に化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二十七 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸

乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とす酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数〇・二三五九を80を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝式中「-C×1.348」を除く。)又は四十三・二・二(30万及び(5000))をは、当該方法に代えて規格四十三・二・二(30万及び(5000))の。のの量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に供えて規格四十三・二・(30万及び(5000))の。のの間を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあった三二二十二、五又は四十三・二・六に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて法、亜硝酸化合物にあっては規格四十三・一に定める方法により法、亜硝酸化合物にあっては規格四寸法、亜硝酸化合物にあっては規格四寸法、亜硝酸化合物にあっては規格四寸法、亜硝酸化合物にあっては規格四寸法、正常的な方式により資素を数〇・七七六六を乗じてアンモニア性窒素の高度に換点法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換方法を除く。)により検定されたとは

ニナハ ー・四ージオキサン 告示付表人に掲げる方法

く。) に定める方法 一及び備考三並びに規格二十八・一・三のただし書以降を除三十四 フェノール類含有量 規格二十八・一(規格二十八の備考

<u>(規格団十五の備考三を除く。)</u> に定める方法四十一 窒素含有量 規格四十五・一、四十五・二又は<u>四十五・六</u>

素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)硝酸イオン相当濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて亜硝酸性窒める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の」を除く。)又は四十三・二・三(3)の及び30のを除く。)に定代えて規格四十三・二・1(3)の及び30のの式中「-C×1.348(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法にに換算係数○・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五又はイオンの濃度に換算係数○・三○四五を乗じて亜硝酸性窒素の量

二十八 一・四ージオキサン 告示付表しに掲げる方法

三十四 フェノール類合有量 規格二十八・一に定める方法

に定める方法四十一 窒素含有量 規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六

5

く。)に定める方法四十二(機合有量)規格四十六・三(規格四十六の備考九を除

付表三

アルキル水銀の検定方法

| 試||

①~+Ⅲ (盤)

+◎ 告示付表二の一に掲げる試薬

二 器具及び装置

〔~ 〔 (隆)

⇒ 告示付表二の二に掲げる器具及び装置

る。 試料の採取及び保存は<u>音示付表二</u>の三に定める方法によ三 試料の採取及び保存

四 試験操作

〔~ 〔 (盤)

以下告示付表二の四の 心から 心までの操作を行う。 この還元フラスコに水を加えて二百ミリリットルとし、

① (盤)

(烘一)・(烘川) (盥)

旧 (配)

確 (图)

付表三

アルキル水銀の検定方法

| 活|

①~+Ⅲ (盤)

二 器具及び装置

〔~ ٰ⊞ (盥)

★ 告示付表一の二に掲げる器具及び装置

三 試料の採取及び保存

試料の採取及び保存は<u>告示付表一</u>の三に定める方法によ

100

四 試験操作

〔~ 〔 (置)

以下告示付表一の四の ①から ※までの操作を行う。
 同の還元フラスコに水を加えて二百ミリリットルとし、

① (盤)

(州一)・(州川) (智)

旧 (智)

麁 (層)